

鎌倉市農業委員会 令和2年度 第11回総会 議事録	
日 時	令和3年(2021年)3月25日(木)15時00分開会
場 所	鎌倉市役所第3分庁舎 1階講堂
委員名	1番 小川和己、2番 浜野清一、3番 石澤一英、 4番 市川幸子、5番 小泉紀久夫、6番 柏木博明、 7番 和田雅裕、8番 落合るみこ、9番 岡崎和彦、 10番 飯田正実、11番 平井保男、12番 郷原均、 13番 三橋義昭 以上13名
事務局出席者	鈴木事務局長・小田主事・名塚職員・酒井職員
欠席委員	12番郷原委員
議長(平井会長)	定刻になりましたので、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	議長。12番郷原委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので報告します。
議長(平井会長)	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、7番和田委員、8番落合委員にお願いします。 現況証明委員については、3番石澤委員、4番市川委員にお願いします。 本日の議事日程につき、運営委員会でご審議していただいておりますので、ご報告をお願いします。
運営委員長 (岡崎委員)	議長。本日午後2時15分から運営委員会を開催し、3月総会議事日程につき審議したところ、次のように決定しましたので、ご報告いたします。 議案第71号、相続税の納税猶予に関する適格者証明については、取下げとなりました。 よって、事務局より配布しております議事日程へ変更となります。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	それでは、日程第1、報告第27号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第1、報告第27号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、2月11日から3月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の1、2ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。

	<p>1ページの番号1と、2ページの整理番号1の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。</p> <p>本件は、令和3年3月23日に専用住宅へ転用のため、令和3年3月16日に専決処分いたしました。</p> <p>以上1件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。該当地の右側の法面に、宅地があるのですか。
事務局(名塚職員)	議長。塗られている細長い土地が今回の対象地となり、法の下の平面な土地であります。土地の右手に法面があるという形になります。
3番(石澤委員)	議長。分かりました。
議長(平井会長)	他にご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	<p>日程第2、報告第28号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、3件、報告いたします。</p> <p>事務局から報告をお願いします。</p>
事務局(名塚職員)	<p>議長。日程第2、報告第28号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。</p> <p>本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、2月11日から3月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。</p> <p>資料につきましては、送付資料3から5ページをご覧ください。それでは、報告に移ります。</p> <p>3ページの番号1、2と、4ページの整理番号1・2の案内図をご覧ください。</p> <p>対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。</p> <p>整理番号1は、令和3年4月9日に専用住宅へ転用のため、令和3年3月1日に専決処分いたしました。</p> <p>整理番号2は、令和3年4月5日に専用住宅へ転用のため、令和3年2月26日に専決処分いたしました。</p> <p>続きまして、3ページの番号3と、5ページの整理番号3の案内図をご覧ください。</p> <p>本件は、令和3年3月22日に専用住宅へ転用のため、令和3年3月10日に専決処分いたしました。</p> <p>以上3件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。

議長(平井会長)	日程第3、議案第70号「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」についてのご説明を事務局の方からお願いします。
事務局(名塚職員)	<p>議長。日程第3、議案第70号、「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、ご説明します。</p> <p>それでは、送付資料の6ページから12ページの議案第70号及び参考資料をご覧ください。</p> <p>まず、手続きの流れについてご説明します。</p> <p>9ページからの参考資料②をご覧ください。</p> <p>県が施策化等すべき事項及び県から国に施策化等を働きかけるべき事項について、その意見・要望及び理由を農地利用最適化につなげる観点から各市農業委員会が検討し、湘南地区農業委員会連合会に報告します。</p> <p>ここで意見・要望が整理され、連合会としての要望が県農業会議に報告されます。</p> <p>県農業会議では、各連合会からの報告を精査し、特に県知事と意見交換を行うものを「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」として常設審議委員会で決定します。日程については資料10ページに流れが記載しております。</p> <p>県農林業施策並びに予算に関する要望については、まず資料11ページにございます検討項目の例をご覧いただき、この中の(2)「農地利用の最適化の推進について」のうち「残土の不法投棄等、違反転用等の防止対策、円滑な運用のための支援」の内容として、資料7ページの要望を湘南地区農業委員会連合会に報告します。</p> <p>本要望事項は前年度からの継続事項となります。</p> <p>税制改正要望事項は、各市農業委員会から県農業会議に直接報告することになりますが、鎌倉市は例年要望事項なしで報告しており、今年度につきましても要望事項なしで報告することを検討しています。以上で、説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第70号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第70号は承認されました。

議長(平井会長)	「令和4年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和4年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」は、この通り湘南地区農業委員会連合会に送ると言うことでよろしくお願ひいたします。
議長(平井会長)	次に、日程第4、議案第72号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、について上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	<p>議長。日程第4、議案第72号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、一括方式についてご説明します。</p> <p>お手元の送付資料の15ページの議案書、16ページの参考資料をご覧ください。</p> <p>はじめに、一括方式による利用権設定について、ご説明いたします。</p> <p>本日お配りしております、A3縦の「農地の利用権設定に関する制度について」を合わせてご覧ください。</p> <p>一括方式による利用権設定とは、これまで貸し手から農業公社への貸し借りを利用集積計画にて行い、農業公社から借り手への貸し借りを利用配分計画にて行っていたものを、利用集積計画のみで一括で行うことができる制度です。</p> <p>これは、令和2年11月の法改正により、可能となったものです。</p> <p>まず、従前からの制度について説明させて頂きます。今回の案件に当てはめてご説明をさせて頂きたいと思いますので、合わせて議案第72号、資料15ページのご確認をお願い致します。</p> <p>従前から行っていた貸し借りについては、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画を農業委員会の決定を経て公告することにより、貸し手から農業公社への貸し借りが成立していました。</p> <p>こちらが、今回で申し上げると [REDACTED] から農業公社への貸し借りという形になります。</p> <p>農業公社から [REDACTED] への貸し借りというのが、資料の右側になります。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画により、農用地利用集積計画で農業公社が借りた土地を、耕作者へ貸し出すことについて県の認可、公告により行ってきました。</p> <p>これまで、農業公社を介した貸し借りについては、このような流れで貸し借りを行っていましたが、資料下段のとおり、一括で手続きを行う制度が創設されました。</p> <p>これまででは利用集積計画と利用配分計画という二本立てで、今回で言えば [REDACTED] から農業公社が利用集積計画、農業公社から [REDACTED]</p>

■への貸し借りが利用配分計画と言うことで、今まで議案を2本上程させて頂いていたところです。

新しい制度については資料の下段になります。具体的には、市から農業委員会への決定依頼と同時に、農業公社を介し利用集積計画について県へ同意を求め、同意があつたことをもって、従来行っていた県の認可手続きなしに、貸し手から農業公社、農業公社から借り手への貸し借りが利用集積計画一本で成立するものです。

今回の案件に当てはめますと、神奈川県に農業公社から■への貸し借りについて県の同意を得なければいけないということが法律で決まっており、利用集積計画が、農業委員会に届くに当たって同時並行で、これを事前に行って頂いております。農業委員会に諮らせて頂く前に一応この同意が整うという流れで行っているものです。

利用集積計画により一括で成立するものの、農業公社から借り手への貸し借りは中間管理事業法に基づき同意を得るものであり、根拠法令は異なるものです。

事務の迅速化を図るにあたり、基本的には農業公社を介した貸し借りについては、このような形式で行うこととなりましたのでご承知おきください。

なお、従来の制度を利用する必要があるケースもございますので、これについても併せてご説明させていただきます。資料を1枚おめくりいただきますでしょうか。

こちらに記載のケースのように地権者から農業公社への貸し借りが3年、農業公社から借り手への貸し借りの貸し借りが1年と、貸借期間に相違がある場合については、一括での手続きはできないため、引き続き従前からの利用配分計画の制度を利用し、農業公社から借り手への貸し借りの手続きを行います。

先月2月総会でお諮りした案件の中でこのようなケースがあつたかと思いますが、このようなケースの場合には一括での制度は利用できないので、従前の配分計画によって諮らせて頂きたいと考えております。

それでは、議案第72号について、ご説明させていただきます。

議案第72号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■に農地を貸し出すものです。

参考資料16ページの白塗りの土地が本件の対象地であり、斜線地は現在■が耕作している土地です。

農業公社から■への貸し借りについては、令和3年3

	<p>月 18 日付で農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があつたため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。</p> <p>賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 16,100 円となっております。</p> <p>■の農作業従事日数は年 330 日、鎌倉市内で約 15,000 m²を耕作しており、世帯員含め 4 名で営農しているとのことです。</p> <p>なお、対象地については継続の貸し借りです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
1番(小川委員)	議長。1番。3月 19 日(金)午後 2 時 30 分より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の浜野委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、タマネギ、かき菜などの作付けが行われていました。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 72 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 72 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 5、議案第 73 号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、一括方式について上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第 5、議案第 73 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、一括方式についてご説明します。 お手元の送付資料の 17 ページの議案書、18、19 ページの参考資料をご覧ください。 本件も議案第 72 号同様、一括方式による利用権設定です。 議案第 73 号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

	<p>本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から[REDACTED]に農地を貸し出すものです。</p> <p>参考資料の白塗りの土地が本件の対象地であり、斜線地は現在渡辺氏が耕作している土地です。</p> <p>続きまして、19 ページの参考資料②をご覧ください。</p> <p>参考資料②のとおり、本件の対象地である[REDACTED]について、公図上で道路との境界が記載されていなかったことから、市の道路管理者である道水路管理課に確認したところ、接している道路については鎌倉市道であるものの、境界が確定しておらず、現在において位置の特定ができていないことがわかりました。</p> <p>道水路管理課としては現状位置の特定ができていないため、土地の利用状況について具体的な指導は現段階ではできないとのことです。</p> <p>これについては、市農水課より地権者及び耕作者に対し、道路の位置を特定した上で、その取扱いについて道水路管理課と協議するように指導したとのことです。</p> <p>[REDACTED]については、正確な境界は不明なもの、古い公図を確認したところ、参考資料①で線引きさせていただいた位置で道路と分けられていたことから、この位置と想定し明示させていただいております。</p> <p>対象地については、平成 27 年から[REDACTED]が継続して良好に耕作していることから、引き続き継続して賃借を行った上で、土地の整理を図ることを想定します。</p> <p>農業公社から[REDACTED]への貸し借りについては、令和 3 年 3 月 18 日付で農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしております。</p> <p>賃借料については、1 平方メートル当り 24 円で、年間 25,400 円となっています。</p> <p>[REDACTED]の農作業従事日数は年 300 日、鎌倉市内で約 8,000 m²を耕作しており、世帯員含め 3 名で営農しているとのことです。</p> <p>なお、対象地については継続の貸し借りです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の浜野委員から補足説明をお願いします。
2番(浜野委員)	議長。2番。3月 19 日(金)午後 2 時より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の小川委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、菜の花、ブロッコリーの作付けが行われていました。

	今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようすで、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようすで、採決いたします。 議案第73号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第73号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第6、議案第74号、農業経営盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(名塚職員)	議長。日程第6、議案第74号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明します。 お手元の送付資料の20ページの議案書、21ページの参考資料をご覧ください。 議案第74号は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は農業公社を介さない相対の利用権設定で、地権者から■■■に農地を貸し出すものです。 賃借料については、1平方メートル当たり24円で、年間57,700円となっています。 ■■■の農作業従事日数は年300日、鎌倉市内で約8,000m ² を耕作しており、世帯員含め3名で営農しているとのことです。 なお、対象地については継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の小川委員から補足説明をお願いします。
1番(小川委員)	議長。1番。3月19日(金)午後2時30分より、平井会長、和田副会長、現況証明委員の浜野委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。対象地の現在の耕作状況を確認したところ、麦の作付けが行われていました。今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題は無いものと思われます。以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようすで、採決したいと思います

	が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 74 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(鈴木局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 74 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 7、その他、諸般の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局 (名塚職員)	議長。日程第 7、その他、諸般の報告について、2件、報告させていただきます。 諸般の報告 1、農地パトロールについて、ご報告いたします。 2月に延期しておりました関谷の農地法違反地を中心とする農地パトロールについてですが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の再延長に伴い、今年度中の実施は中止となりました。先月の総会にて、7番和田委員、8番落合委員、9番岡崎委員にパトロールご出席をお願いしておりましたので、改めて次回令和 3 年度 4 月実施の農地パトロールにて、ご出席をお願いいたします。日程につきましては、令和 3 年 4 月末を予定しており、追って調整させていただきます。 最後に、4月総会等の日程について報告させていただきます。 次回は、4月 26 日（月）、15 時 30 分より、鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室で開催します。会場が変更になりますので、ご注意くださるようお願いいたします。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして令和 2 年度第 11 回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

会長 平井 徳男

議事録署名委員 7番 和田 雅子

議事録署名委員 8番 落合 真理子